

○山田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月20日告示第24号

改正

平成30年7月10日告示第74号の2

令和元年10月8日告示第56号の2

令和6年6月13日告示第50号

山田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

山田町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3 総合事業の実施主体は、山田町とする。

2 町長は、適当と認める者に対し、総合事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 総合事業は、町が直接実施するもののほか、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者（以下「指定事業者」という。）による実施

(2) 法第115条の47第5項の規定に基づく施行規則第140条の69に規定する基準に適合する者に対する委託による実施

(3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施  
(総合事業の対象者)

第4 総合事業のうち第1号事業の対象者とは、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者 65歳以上の者であつて、施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準に該当した者をいう。

(3) 継続利用要介護者 居宅要介護被保険者であつて要介護認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業（従前相当サービス及びサービス・活動Cを除く。）を利用する者をいう。

2 この要綱において一般介護予防事業の対象者とは、すべての第1号被保険者およびその支援のための活動に関わる者とする。

（総合事業の内容）

第5 町長が、山田町介護予防・日常生活支援総合事業として行う事業又はサービス（以下「サービス事業」という。）は、別表第1のとおりとする。

（指定事業者が行う事業に要する費用の額）

第6 サービス事業を指定事業者により実施する際に要する費用の額は、別表第2に定める1単位の単価に別に定めるサービス事業ごとの単位数を乗じて算定するものとする。

（第1号事業支給費の額）

第7 第3第1項第1号の規定による事業の実施に係る法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給は、当該事業を実施した指定事業者に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定により支給する第1号事業支給費の額は第6の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 第3第1項第1号に規定する事業の利用者が法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者である場合（次項に規定する場合を除く。）において支給する第1号事業支給費の額は前項の規定にかかわらず、第6の規定により算定した費用の額の100分の80に相当する額とする。

4 第3第1項第1号に規定する事業の利用者が法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者である場合において支給する第1号事業支給費の額は、第2項の規定

にかかわらず、第6の規定により算定した額の100分の70に相当する額とする。

(第1号事業支給費の特例)

第8 町長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、第4の対象者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することが出来る。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、町長が別に定めるものとする。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている第4に規定する対象者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(給付管理)

第9 要支援者がサービス事業を利用する場合は、法第55条の規定に基づく介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）の範囲内で法第18条第2号に規定する予防給付と総合事業（指定事業者が実施する事業に限る。）を一体的に給付管理するものとする。

2 事業対象者が指定事業者の実施する事業を利用する場合は、要支援状態区分が要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内で給付管理を行う。ただし、町長が特に必要と認める場合は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を限度とすることができる。

(利用料)

第10 サービス事業の利用者は、指定事業者が行う事業に係る第6の規定により算定した費用の額の100分の10に相当する額を利用料として負担するものとする。

2 第5第1号に規定する事業の利用者が法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者である場合（次項に規定する場合を除く。）において負担する利用料の額は、前項の規定にかかわらず、第6の規定により算定した費用の額の100分の20に相当する額とする。

3 第5第1号に規定する事業の利用者が法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者である場合において負担する利用料の額は第1項の規定にかかわらず、第6の規定により算定した費用の額の100分の30に相当する額とする。

4 総合事業を利用する際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。た

だし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

5 第1項に規定する利用料は、指定事業者が徴収するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11 町長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。)別紙、地域支援事業実施要綱、別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同(サ)高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(第1号事業の利用の手続)

第12 居宅要支援被保険者及び事業対象者は、事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。)は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨及び基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、交付するものとする。

3 介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所の変更又は介護予防支援から介護予防ケアマネジメント若しくは介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ変更する場合は、その内容を町長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定基準等)

第13 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従い、サービス事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービスに係る人員、設備及び運営の基準については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧

介護予防サービス等の基準」という。)の例によるものとする。

(2) 通所型サービス

介護予防通所介護相当サービスに係る人員、設備及び運営の基準については、旧介護予防サービス等の基準の例によるものとする。

2 指定事業者の指定に係る申請等に関する手続は、町長が別に定める。

(本町の区域外の事業所に係る特例)

第14 第6、第7及び第9の規定にかかわらず、本町の区域外にある事業所(町長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。)において指定事業者が行う事業が行われる場合において、町長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額、当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額及び当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の長が定めるところによるものとする。

(事業対象者の有効期間)

第15 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から3年間とする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合の有効期間は、当該実施日から当該実施日が属する月の末日までの期間と翌月の初日から起算した3年間を合算した期間とする。

2 事業対象者は、前項に定める有効期間の満了後においてもサービス事業を利用しようとするときは、町長が定めるところにより、再度、第4第2号に規定する事業対象者に該当しなければならない。この場合において、有効期間は前項の期間満了日の翌日から3年間とする。

(守秘義務)

第16 総合事業の実施に当たっては、利用者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第17 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前 文(抄) (平成30年7月10日告示第74号の2)

平成30年8月1日から施行する。

前 文(抄) (令和6年6月13日告示第50号)

令和6年4月1日から施行する

別表第1（第5関係）

事業構成		事業内容		対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	介護予防訪問介護従前相当サービス	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス	居宅要支援被保険者及び事業対象者
		訪問型サービスC	保健・医療の専門職により提供されるサービスであって、3か月から6か月間までの短期間で行われるもの	居宅要支援被保険者及び事業対象者
	通所型サービス	介護予防通所介護従前相当サービス	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する通所型サービス	居宅要支援被保険者及び事業対象者
		通所型サービスA	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、緩和された基準によるサービス	居宅要支援被保険者及び事業対象者並びに継続利用要介護者
	生活支援サービス	法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業のうち、施行規則第140条の62の7第1号及び第2	居宅要支援被保険者及び事業対象	

		号に規定する栄養の改善と安否確認を目的にした配食支援	者
	介護予防ケアマネジメント	法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業	居宅要支援被保険者及び事業対象者並びに継続利用要介護者
一般介護 予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる事業	65歳以上の者
	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会並びに介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布を行う事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
	地域介護予防活動支援事業	誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防を機能強化するためリハビリテーションに関する専門的知見を有する者による介護予防の取り組みを総合的に支援する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者

別表第2（第6関係）

サービス種類	1単位の単価
介護予防訪問介護従前相当サービス	厚生労働省大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に山田町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額。
介護予防通所介護従前相当サービス	単価告示の規定により、10円に山田町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額。
通所型サービスA	
介護予防ケアマネジメント	単価告示の規定により、10円に山田町の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額。